

白河病院訪問看護ステーション

運営規程



医療法人社団 恵周会 白河病院

第1条（事業の目的）

この規程、医療法人社団恵周会白河病院が開設する白河病院訪問看護ステーション（以下「事業所」という。）が行う訪問看護及び指定介護予防訪問看護事業（以下「指定訪問看護等」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下「看護職員等」という。）が、要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）にある利用者に対し、適正な訪問看護等を提供することを目的とする。

第2条（事業の運営の方針）

指定訪問看護事業所の看護職員等は、要介護者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、利用者の心身の機能の維持回復を目指すものとする。

2 指定介護予防訪問看護事業所の看護職員等は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

3 事業の実施に当たっては、関係市町村、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

第3条（事業所の名称等）

事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- ① 名称 白河病院訪問看護ステーション
- ② 所在地 福島県白河市六反山10番地の1

第4条（従業員の職種、人員及び職務内容）

事業所に勤務する職員の職種、人員及び職務の内容は次のとおりとする。

- ① 管理者： 看護師 常勤兼務1名
管理者は事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。
- ② 看護師等 看護職員：看護師・准看護師 常勤1名以上、非常勤2名以上
- ③ 事務職員： 常勤1名
必要に応じて雇用し配置する。事務を行う。

看護職員は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書（介護予防訪問看護計画書及び介護予防訪問看護報告書）を作成し、事業に当たる。理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による提供は、保健師又は看護師による訪問の回数を上回らない設定とする。

第5条（営業日及び営業時間）

事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- ① 営業日　： 月曜日から金曜日までとする。（祝日含まず）
- ② 営業時間　： 午前8時30分から午後5時20分までとする。

第6条（事業の内容）

指定訪問看護等の内容は次のとおりとする。

- ① 病状、心身の状況の観察
- ② 清拭・洗髪による清潔の保持
- ③ 食事及び排泄等日常生活の世話
- ④ 褥瘡の予防・処置
- ⑤ リハビリテーション
- ⑥ ターミナルケア
- ⑦ 認知症患者の看護
- ⑧ 療養生活や介護方法の指導
- ⑨ カテーテル等の管理
- ⑩ その他指示による医療処置

第7条（利用料等）

事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問看護等が法定代理受領サービスであるときには、その負担割合証に記載された割合に応じた額とする。

2 第8条の通常の事業の実施地域を超えて行う指定訪問看護等の事業に要した交通費は、通常の事業地域を超えた時点からその実績を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

- ① 介護保険サービス実施区域外は、越境部から20円／kmとする
- ② 医療保険利用者の交通費は、本事業所から2km未満200円、2km以上300円とする

3 死後の処置料は、20,000円とする。

4 キャンセル料

訪問看護利用者が入院等症状以外の利用者都合でサービスをキャンセルする場合、次の項目に該当するキャンセル料を徴収する。

- ① 利用する当日までに連絡があった場合 : 無料
- ② 利用する当日までに連絡がない場合 : 1km20 円(消費税込) 片道の交通費

5 前3項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

第8条 (通常の事業の実施地域)

通常の事業の実施地域は、白河市・西郷村とする。

第9条 (損害賠償保険等)

事業所は訪問看護員等の不慮の交通災害や訪問看護及び介護予防訪問看護を実施中の障害事故及び賠償事故に対応するため賠償保険に加入するものとする。

第10条 (緊急時等における対応方法)

事業の提供を行っている時に、利用者の病状に急変、緊急事態が生じた時は、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主事の医師に連絡し、適切な処置を行うこととする。

2 事業の提供により事故が発生した場合は、利用者の所在する市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者又は指定介護予防支援事業者、利用者の家族に連絡し、市町村に連絡する等必要な措置を講ずるものとする。

第11条 (事故発生時の対応)

訪問看護職員等は、訪問看護及び介護予防訪問看護を実施中事故が発生した場合に、速やかに指定居宅介護支援事業者又は指定介護予防支援事業者、利用者の家族に連絡し、市町村に連絡する等必要な措置を講ずる。また、サービス提供中に賠償すべき事故が発生した場合には損害賠償を速やかに行う。

ただし、損害の発生について利用者に故意又は過失が認められて場合には、事業者の損害賠償責任を減じる。

第12条 (秘密保持と個人情報の保護)

利用者の個人情報について「個人情報保護に関する法律」および厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し、

適切な取り扱いに努める。

2 事業者及び事業者は、サービスを提供する上で知り得た利用者及び家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らさない。また、利用者及び家族の秘密を保持させるため、業務終了後や従業員の退職後も継続する。

3 事業者は従業員に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。

4 事業者が知り得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了承を得るものとする。

5 利用者及び利用者の家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるもの他、電磁的記録を含む）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとする。

6 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容の開示をすることとし、開示の結果情報の訂正・追加または削除を求められた場合は、遅延なく調査を行い。利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとする。また開示に際しての複写料などが発生する場合は、利用者の負担とする。

第 13 条 （苦情処理）

事業者は利用者からの苦情等に対する窓口を設置し、その連絡先は重要事項に明示する。また苦情の申し立てまたは相談があった場合には、迅速に対応する。

第 14 条 （衛生管理等）

訪問看護師等の清潔保持及び健康状態について、必要な衛生管理を行う。

2 訪問看護事業所の設備及び備品等について衛生的な管理に努める。

第 15 条 （訪問看護師の健康管理）

事業者は訪問看護師の健康状態の把握のため労働安全衛生法の定めに従い1年以内ごとに1回一般健康診断として、必要な健康診断を行う。また、職場における訪問看護師の健康管理においては、健康診断の的確な実施に加え、その結果に基づく事後措置や保健指導の実施を行う。一方、訪問看護師は自主的な健康管理に努める。

第16条（高齢者虐待防止について）

事業所は利用者等の人権の擁護・虐待防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じる。又、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、指定居宅介護支援事業者又は指定介護予防支援事業者等を通し速やかに市町村に通報するものとする。

- ① 研修等を通じて、従業者の人権意識の向上や知識や技術の向上に努める。
- ② 訪問看護計画書及び介護予防訪問看護計画書を作成し、適切な支援の実施に努める。
- ③ 上記①・②までを適切に実施するための担当者を置く。

第17条（その他運営に関する留意事項）

従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- ① 採用時研修採用後1ヵ月以内
- ② 継続研修

感染症（食中毒）、倫理、災害、個人情報、運転管理、認知症、ハラスメント等

- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても秘密を保持すべき旨を、従業者の内容に含むものとする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者の代表と事業者の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、令和6年5月1日から施行する。

この規程の一部を改訂し、令和6年7月31日から実施する。

利用料金のご説明（介護保険） 令和6年5月～

8. サービス利用料金

(1) 利用料

健康保険法令の医療報酬基準上の額によります。

医療保険や後期高齢者医療摘要の場合は、医療報酬額の1割・2割・3割が利用者負担額となります。

(表は利用負担額)

	サービス・診療報酬の内容	自己負担 1割	自己負担 2割	自己負担 3割
基 本 項 目	☐ 訪問看護基本療養費（Ⅰ）イ（保健師、助産師、看護師） （同一建物、同一日に2人まで） 週3回目まで：5,550円/回 週4回目以降：6,550円/回 悪性腫瘍の利用者に対する緩和ケア又は褥瘡ケア に係る専門の研修を受けた看護師による場合 ：12,850円/月	555円 655円 1,285円	1,110円 1,310円 2,570円	1,665円 1,965円 3,855円
	☐ 訪問看護基本療養費（Ⅰ）ロ（准看護師） （同一建物、同一日に2人まで） 週3回目まで：5,050円/回 週4回目以降：6,050円/回	505円 605円	1,010円 1,210円	1,515円 1,815円
	☐ 訪問看護基本療養費（Ⅱ）イ（保健師、助産師、看護師） （同一建物、同一日に3人以上） 週3日目まで：4,300円/回 週4日目以降：5,300円/回 悪性腫瘍の利用者に対する緩和ケア又は褥瘡ケア に係る専門の研修を受けた看護師による場合 ：12,850円/日	430円 530円 1,285円	860円 1,060円 2,570円	1,290円 1,590円 3,855円
	☐ 訪問看護基本療養費（Ⅱ）ロ（准看護師） （同一建物、同一日に3人以上） 週3回目まで：5,050円/回 週4回目以降：6,050円/回	505円 605円	1,010円 1,210円	1,515円 1,815円
	☐ 訪問看護基本療養費（Ⅲ） 8,500円/日 ☐ 精神科訪問看護基本療養費（Ⅰ）イ（保健師、看護師、作業療法士） 週3日目まで30分以上の場合 5,550円 週3日目まで30分未満の場合 4,250円 週4日目以降30分以上の場合 6,550円 週4日目以降30分未満の場合 5,100円	850円 555円 425円 655円 510円	1,700円 1,110円 850円 1,310円 1,020円	2,550円 1,665円 1,275円 1,965円 1,530円
	☐ 精神科訪問看護基本療養費（Ⅰ）ロ（准看護師） 週3日目まで30分以上の場合 5,050円 週3日目まで30分未満の場合 3,870円 週4日目以降30分以上の場合 6,050円 週4日目以降30分未満の場合 4,720円	505円 387円 605円 472円	1,010円 774円 1,210円 944円	1,515円 1,161円 1,815円 1,416円
	☐ 精神科訪問看護基本療養費（Ⅱ） 1,600円 ☐ 精神科訪問看護基本療養費（Ⅲ）イ（保健師、看護師、作業療法士） （同一建物、同一日に2人まで） 週3日目まで30分以上の場合 5,550円 週3日目まで30分未満の場合 4,250円 週4日目以降30分以上の場合 6,550円 週4日目以降30分未満の場合 5,100円	160円 555円 425円 655円 510円	320円 1,110円 850円 1,310円 1,020円	480円 1,665円 1,275円 1,965円 1,530円
	☐ 精神科訪問看護基本療養費（Ⅲ）ロ（准看護師） （同一建物、同一日に2人まで） 週3日目まで30分以上の場合 5,050円 週3日目まで30分未満の場合 3,870円 週4日目以降30分以上の場合 6,050円 週4日目以降30分未満の場合 4,720円	505円 387円 605円 472円	1,010円 774円 1,210円 944円	1,515円 1,161円 1,815円 1,416円
	☐ 精神科訪問看護基本療養費（Ⅲ）イ（保健師、看護師、作業療法士） （同一建物、同一日に3人以上） 週3日目まで30分以上の場合 2,780円 週3日目まで30分未満の場合 2,130円 週4日目以降30分以上の場合 3,280円 週4日目以降30分未満の場合 2,550円	278円 213円 328円 255円	556円 426円 656円 510円	834円 639円 984円 765円
	☐ 精神科訪問看護基本療養費（Ⅲ）ロ（准看護師） （同一建物、同一日に3人以上） 週3日目まで30分以上の場合 2,530円 週3日目まで30分未満の場合 1,940円 週4日目以降30分以上の場合 3,030円 週4日目以降30分未満の場合 2,360円	253円 194円 303円 236円	506円 388円 606円 472円	759円 582円 909円 708円
	☐ 精神科訪問看護基本療養費（Ⅳ）（外泊者への訪問看護）8,500円 ☐ 訪問看護管理療養費 1日目：7,670円/日 2日目以降：2,500円/日	850円 767円 250円	1,700円 1,534円 500円	2,550円 2,301円 750円

その他加算一下記料金が加算されます。

	サービス・診療報酬の内容	自己負担 1割	自己負担 2割	自己負担 3割
加 算 項 目	□難病等複数回訪問加算：1日に複数回訪問実施可能な人が対象 2回：4,500円/日 3回以上：8,000円/日	450円 800円	900円 1600円	1350円 2400円
	□特別管理加算：医療器具装着者への管理が必要な人が対象 Ⅰ 気管カニューレ・留置カテーテル管理など 5,000円/月 Ⅱ その他 2,500円	500円 250円	1000円 500円	1500円 750円
	□24時間対応体制加算：24時間連絡体制に加え、必要に応じ 緊急訪問を行う体制 6,800円/月	680円	1280円	1920円
	□早朝訪問看護加算：午前6時から午前8時まで指定訪問看護を行った場合 2,100円/日	210円	420円	630円
	□夜間訪問看護加算：午後6時から午後10時まで指定訪問看護を行った場合 2,100円/日	210円	420円	630円
	□深夜訪問看護加算：午後10時から午前6時まで指定訪問看護を行った場合 4,200円/日	420円	840円	1260円
	□ 訪問看護情報提供療養費：市町村への指定訪問看護の状況を提供した場合 1,500円/月	150円	300円	450円
	□ 訪問看護ターミナルケア療養費：特養などで見取り介護加算を未算定の場合 25,000円/死亡後	2500円	5000円	7500円
	□ 訪問看護ターミナルケア療養費：特養などで見取り介護加算を算定の場合 10,000円/死亡後	1,000円	2,000円	3,000円
	□ 長時間訪問看護加算：90分以上訪問看護を実施(看護師) 4,500円/週1回	450円	900円	1,350円
	□ 複数名訪問看護加算：複数名で介護した場合 看護師が同行の場合 4,300円/週1回 准看護師が同行の場合 3,800円/週1回	430円 380円	860円 760円	1290円 1,140円
	□ 退院時共同指導加算：退院・退所に共同で指導、文書提供 8,000円	800円	1600円	2400円
	□ 特別管理指導加算：退院・退所時に酸素・気管カニューレ・留置カテーテル管理している場合 2,000円	200円	400円	600円
	□ 退院支援指導加算：退院日に療養上必要な指導を実施 1回につき6,000円	600円	1200円	1800円
	□ 退院支援指導加算：退院日に療養上必要な指導を実施（長時間の訪問を要する場合） 1回につき8,400円	840円	1,680円	2,520円
	□ 在宅患者連携指導加算：文書による情報の共有・指導 3,000円	300円	600円	900円
	□ 在宅患者緊急時カンファレンス加算：関係職種が共同で患者に赴き、カンファレンスし、共同で療養上必要な指導を実施 2,000円	200円	400円	600円

9. サービス利用料金

(1) 利用料

介護保険法令の介護報酬基準上の額になります。

介護保険の場合は、介護報酬額の 1 割・2 割・3 割が利用者負担となります。

<訪問介護・要介護 1～5>

(表は利用者負担額)

所要時間		20 分未満	30 分未満	30 分以上 1 時間未満	1 時間以上 1 時間 30 分未満
基本利用料	1 割	314 円	471 円	823 円	1,128 円
	2 割	628 円	942 円	1,646 円	2,256 円
	3 割	942 円	1,413 円	2,469 円	3,384 円

<介護予防訪問介護・要支援 1.2>

(表は利用者負担額)

所要時間		20 分未満	30 分未満	30 分以上 1 時間未満	1 時間以上 1 時間 30 分未満
基本利用料	1 割	303 円	451 円	794 円	1,090 円
	2 割	604 円	902 円	1,588 円	2,180 円
	3 割	909 円	1,353 円	2,382 円	3,270 円

加 算	自己負担額	算 定 要 件	趣 旨
緊急時 訪問看護 加算	1 割 574 円/月 2 割 1,148 円/月 3 割 1,722 円/月	利用者家族から電話等により看護に関する意見を求められた場合、常時対応できる体制で当該体制にある旨説明し、計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を行ったとき加算し、他に所定単位数を算定する旨を説明し、同意を得る。	利用者の状態に応じた訪問看護
特別管理加算 (Ⅰ)	1 割 500 円/月 2 割 1,000 円/月 3 割 1,500 円/月	在宅悪性腫瘍患者指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態又は気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態。	利用者の状態に応じた訪問看護
特別 管理加算 (Ⅱ)	1 割 250 円/月 2 割 500 円/月 3 割 750 円/月	①在宅自己腹膜灌流指導加算、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態。 ②人工肛門又は人工膀胱を設置している状態 ③真皮を超える褥瘡の状態 ④点滴注射を週 3 日以上行う必要があると認められる状態	利用者の状態に応じた訪問看護
深夜訪問加算	夜間・早朝 25%加算 深夜 50%加算	月 2 回目以降の緊急時訪問時間における加算 夜間＝18 時～22 時まで 早朝＝ 6 時～ 8 時まで 深夜＝22 時～06 時まで	

サービス提供強化加算(イ)	1割 6円/回 2割 12円/回 3割 18円/回	①看護師等(理学療法士を含む)に対して研修計画・実施。 ②看護師の技術指導目的の会議定期的開催。 ③看護師総数のうち勤続年数7年以上3割以上	提供体制の加算
初回加算Ⅰ	1割 350円/回 2割 700円/回 3割 1,050円/回	新規に訪問看護計画書を作成した利用者に対して、病院、診療所又は介護保険施設から退院又は退所した日に指定訪問看護事業所の看護師が初回の指定訪問看護を行った場合。	退院後円滑に訪問看護の利用
初回加算Ⅱ	1割 300円/回 2割 600円/回 3割 900円/回	①初回の訪問看護を行った月に算定 ②介護予防訪問看護を受ける中、要介護になり訪問看護を移行する場合 ③過去2か月において訪問看護をうけていないとき	退院後円滑に訪問看護の利用
長時間加算	1割 300円/回 2割 600円/回 3割 900円/回	特別管理加算の対象者に対して1回の時間が1時間30分を超える訪問介護を行った場合。	利用者の状態に応じた訪問介護
退院時共同指導加算	1割 600円/回 2割 1,200円/回 3割 1,800円/回	①病院、診療所又は介護老人保健施設に入院中若しくは入院中の者に対して、主治医等と連携して在宅生活における必要な指導を行い、その内容を文書により提供した場合。 ②退院又は退所後の初回の訪問看護の際に、1回(特別な管理を要する者である場合、2回)に限り算定。	医療機関から退院後に円滑に訪問看護が提供できるよう入院時に在宅での療養上必要な指導を
看護・介護職員連携強化加算	1割 250円/月 2割 500円/月 3割 750円/月	訪問介護事業所と連携し、たん吸引等が必要な利用者に係る計画の作成や訪問介護員に対する助言等の支援を行った場合	医師の指示の適切な役割分担の下行う
看護体制強化加算(予防介護)	1割 100円/月 2割 200円/月 3割 300円/月	①算定月が属する月の前6月において、利用者総数のうち ・緊急時訪問看護加算を算定した割合が、50%以上であること ・特別管理加算を算定した場合が、20%以上であること	
看護体制強化加算Ⅰ	1割 550円/月 2割 1,100円/月 3割 1,650円/月	①看護体制強化加算と同じ ②算定日が属する月の前12月において、ターミナルケア加算を算定した利用者が5名以上であること	
看護体制強化加算Ⅱ	1割 200円/月 2割 400円/月 3割 1,200円/月	①看護体制強化加算に同じ ②算定日が属する月の前12月において、ターミナルケア算定を算定した利用者が1名以上であること	

← ← ← ターミナルケア加算←	1 割← 2,500 円/死亡月←	①死亡日及び死亡日前 14 日以内に 2 日以上ターミナルケアを行った場合。(ターミナルケアを実施中に脂肪診断を目的とし医療機関に搬送し 24 時間以内の死亡も含む) ← ②主治医と連携の下に訪問看護におけるターミナルケアに係る計画及び支援体制について利用者及びその家族に説明を行い同意を得て実施。(厚生労働省「人生最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容を踏まえている) ←	← ← 在宅での看取りの対応←
	2 割← 5,000 円/死亡月←		
	3 割← 7,500 円/死亡月←		